

平成19年第11回経済財政諮問会議議事要旨

開催日時：2007年5月8日(火) 17:30～19:29

<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2007/0508/shimon-s.pdf>

抜粋

以下、下線を引いたのは、伊藤隆敏。

(塩崎議員) 何故この国の資産・債務改革をするのかと言うと、最終的には国民負担増にならないようにということである。したがって、不要資産を売却するといったことは尾身議員の下でずっとやっていただいているが、前回も申し上げたが、国民負担増につながらないようにするためには、持っている資産の利回りを上げるという発想も当然あると思う。国は資産も債務も両方持っているわけであり、これをどう管理して、なおかつ収益を上げていくかということを考えていかなければいけない。何も収益を上げないで、ただ放置しているのは意味がない。したがって、このワーキンググループをつくっていただくわけなので、その中で処分とあるが、処分には当然運用による資産管理も入ると思われるが、そういう理解でいいのかどうか。田村政務官などは、香港、シンガポールなどに行かれたそうだが、例えばシンガポールは随分資産運用を上手に、金融も実物もやっており、東京にも汐留などに実物資産への投資をしていて、かなりの利回りで回っている。特別会計の話があるが、例えば外為特別会計などの利回りは十分高いのか。中国が今度外貨資産の運用を図る投資運用機関のようなものをつくと聞いているが、手放すだけではなく、持ったままで収益を上げていくということを通じて国民負担増を回避する、逆に還元できるというような発想もやっていただきたい。尾身議員の下でも、例えば霞が関の建て直しなど、いろんなことを考えている中に国自身が収益を上げていくという発想も入っていると聞いているが、是非そういった面も含めて御検討いただきたい。

(八代議員) 塩崎議員が言われたことは民間議員ペーパーの2枚目にある。単に売却するだけではなくて、有効活用、フル・オープン化と言っているが、これも非常に大事であり、そういう基本方針を類型化することによって策定する必要がある。そのときには、当然ながら民間提案をうまく活かす仕組みが大事である。これは特区でも同様であるが、活発な民間提案を可能にするような情報公開の徹底など、企画と売却の2段階方式、つまりどうやって売れば国にとって一番利益が上がるかということ

も実は提案していただく可能性がある。そういう民間提案を最大限に活かすという形で、財務省と協力して専門調査会でも考えていきたい。

(塩崎議員) 国立大学法人も書いてあるが、例えば国立大学法人の資産運用に関するルールは文科省が設けているらしく、極めてコンサバティブな運用しかできないようになっている。ハーバードなどがどういう資産運用をしているかは皆さん御案内のとおりであるが、これから国立大学法人などが自らがやりたいことをやるためには、そういった面で工夫ができるようにルールを緩めていく必要がある。勿論安全でなければならないが、一方で利回りも上げていかなければいけないというところが完全に抜け落ちているのが、今のルールのようなので、それも含めて、資産運用という面で利回りを確実に上げていくことも考えておいた方が、いろんな選択肢が増えると思う。

(丹羽議員) 尾身議員が言われた加速という意味は、加速するぐらいのつもりでちょうど工程表どおりいくんだというふうにとらえていただけたらどうか。

(尾身議員) 私も責任を持って工程表のとおりやるわけであるから、信用してもらわなければ困る。我々は先ほどの民間議員の意見も聞いて、しっかりやるつもりでいる。それから、外貨をもっと有効活用すべきという御意見が塩崎議員からあったが、外貨準備を利率、利回りの高い回し方をしたら必ずリスクテイクが必要である。だから、リスクテイクをしてもいいという方針を、国として決めてもらえればできる。ただ外貨準備の性格上、リスクテイクするのは極めて慎重でなければならないという考え方があるので、個人の資産なら別であるが、そう簡単に国の外貨準備をリスクテイクするような運用の仕方をするのがいいかどうかについては、これは考え方の問題。いろいろ御議論いただくのはいいと思う。しかし資産が減る可能性があるのなら、そういう減る可能性があってもいいから利回りをよくすべきという御意見もあろうかと思うが、責任者としてはその辺はもう少し検討させていただかないと、外貨準備についてはなかなか難しいところもあるというふうに感じているが、せつかくの御意見であり、外国のいろんな実情もあることから、よく勉強はさせていただきます。

(伊藤議員) 官房長官が言われたシンガポールのG I C (政府投資公社) の例や、あるいは中国、韓国がまねしてやろうとしているのは、外貨準備に入るかどうか微妙なところである。外貨準備というのは勿論リクイディティーがあって、何かのときにはすぐに使えるようにということで外為法で規定されているから、外為法を改正しない限りはできない。ただ、

そこから発生している利子収入というものが非常に膨大な額に上っていて、今の外為法だと利子収入があればそれに見合う債務を出さなければいけない。利子収入があればあるほど債務を抱えていくという、会計というものは両建てなので非常に矛盾したシステムになっていて、少なくとも入ってくる利子収入だけは何か別建ての基金をつくってそちらに回すことは可能だと思う。ただ、それは外貨準備とは呼ばないかもしれない。恐らく外為法の改正が必要になる。だから、そういう意思決定ができればシンガポールのG I Cのようなものはできると思う。

(塩崎議員) 一般会計に入っているのではないのか。

(伊藤議員) 一般会計に入るのは、一旦債務を増やし円転した上で、円の一部を一般会計に納めている。ただ、それは変な話であり、将来の為替リスクを、金利裁定が働いていたら本当は準備金で全部積み立てなければいけない分を、剰余金として一般会計に入れている。

(塩崎議員) いずれにしても、尾身議員がおっしゃったように、諸外国の利回りの実態や、ポートフォリオの中身、リスクのプロファイルを見て、お考えになったらいいのではないのか。